

離婚の手續(上)

協議、調停により合意を

離婚はいったん成立した婚姻の効力を将来に向かって解消させるものですが、その手續として協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚などがあります。

民法は夫婦はその協議で離婚することができるとしています（民法763条）。夫婦の間に離婚意思の一致があれば特に理由を問われるものではありません。具体的には、離婚届に夫婦の双方および成年の証人2人が署名押印して、市町村役場に提出し受理されれば離婚が成立します。

夫婦に未成年の子がいる場合は、夫婦のいずれがその子の親権者になるかを定め届出書に記入しなければなりません。夫婦の間で離婚は合意していても、どちらが親権者となるかについて合意できなければ、協議離婚はできないことになります。

協議離婚は戸籍法の定めるところにより、届け出ることによって効力を生ずるものとされますので（同764条、739条）、届出時に離婚意思が存在することが必要です。そこで、いったん離婚届に署名押印した後に離婚意思がなくなっているのに相手方から離婚届が出されそうだというような場合には離婚届不受理申出書を市町村役場に提出しておくことが可能です。

この不受理申出書は提出後 6 か月間は有効とされます。

離婚について夫婦間で合意ができない場合、裁判所で解決するほかありませんが、離婚訴訟を起こす前にまず、離婚を求める当事者から家庭裁判所に家事調停の申立をするのが原則です。この原則を調停前置主義といいます（家事審判法 18 条）。離婚を含め夫婦、親子などの家庭内の紛争はできるだけ当事者の話し合いにより事情に即した柔軟な解決をはかることが望ましいと考えられるので、訴訟による解決の前に調停手続を踏ませることにしたのです。

調停で離婚の合意ができれば調停調書に記載され、離婚の効力が生じますが、そのままでは戸籍に記載されないの、調停を申し立てた方が調停成立の日から 10 日以内に調停調書を添えて市町村役場に届け出る事になっています。

協議や調停が成立しない場合の離婚の手続については次回にご説明します。